実務展望



- 般社団法人 東京都溶接協会会会 本社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 株式会社 三 浦事務 所発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号産 学協同センター電話 03-3685-5700 (代表) 編集発行人 三浦繁夫 © 2016年月1回1日発行 定価100円・〒共



立山黒部アルペンルート

編集部撮影

4月の全線開通から6月まで、室堂より高原バスで $1\sim2$ 分の場所に雪の大谷と呼ばれる巨大な雪の壁ができあがります。その高さは10数メートル、雪の多い年は20メートルを超えることもあり白銀の幻想的な世界を体感できます。黒部峡谷に建設された日本一の巨大な黒部ダムも大迫力のスケールです。立山黒部アルペンルートは雄大な感動の世界を体験できる見どころが満載です。

(カラー版は http://www.miura21.co.jp でご覧いただけます)

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

平成28年度 定時総会

議事 1. 平成27年度事業報告及び決算審議

- 2. 平成28年度事業計画書及び収支予算書報告
- 3. 表彰式 。優良ボイラー技士等表彰
 - 。全国競技大会表彰

平成28年6月13日(月)午後2時15分

東武ホテル レバント東京

墨田区錦糸 1-2-2

(JR総武線「錦糸町駅」・地下鉄半蔵門線「錦糸町駅」下車)

一般社団法人 東京都溶接協会

平成28年度 定時総会

- 議事 1. 平成27年度事業報告及び収支決算報告
 - 2. 平成28年度事業計画及び収支予算審議
 - 3. 役員改選

第56回溶接競技会 表彰式

入賞者表彰 (会長賞・東京都知事賞・ボイラ・クレーン安全協会長賞・江東区長賞・江戸川区長賞・東部地区検定委員長賞・日刊工業新聞社賞・産報出版賞)

平成28年6月24日(金) 午後3時

アンフェリシオン (江東区亀戸1-43-22)

(JR総武線「亀戸駅」北口 徒歩4分)



會全国安全週間

全国安全週間スローガン

本週間 2016 7/1~7

見えますか? あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理

準備期間 2016 **6/1~30** 平成二十八年度の全安全週間は、見えますか?あなたのまわりの見えない危険みんなで見つける安全管理

厚生労働省では、産業 界における自主的な労働 災害防止活動を推進する とともに、広く一般の安全 とともに、広く一般の安全 を変えため、毎年、全 国安全週間を主唱してい ます。

平成28年 5 月20日金

第47回クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会開催

於 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

本大会は、「玉掛け及び合図」、「クレーン運転」、「質量目測」の3つの競技課題があり、1チーム3名で参加14チームにより競技が行われました。各チームとも、きびきびした動作で、平素の修練した技量を競いあいました。

3位までが入賞で、優勝チームには会長賞に加え、厚生労働大臣の賞状と日刊工業新聞社長賞が贈られます。

表彰式は6月13日(月)に、東京・錦糸町「東武ホテル レバント東京」で行います。







ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士 学科試験を平成28年9月5日に実施いたします。当協会では下記 の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。 (案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日 時:平成28年8月18日(木)~19日(金) 会 場:産学協同センター 4階講堂

※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分

受講料: 42,000 円 (会員は 36,000 円) テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒 136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内 電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

 ${\tt URL: http://www.jwes-1st.jp}$

「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

−開催のご案内 ─

開催日:平成28年7月20日(水)

会場:ボイラ・クレーン安全協会 5 階講習会場

受講料:11,110円 (消費税込み・テキスト代含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 東京事務所 教育課

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話:03—3685—5222 FAX:03—3685—5746 URL http://www.bcsa.or.jp

<健康診断と安全配慮義務>

1. 安全配慮義務と健康診断

安全配慮義務とは判例をもとに積み重ねられてきたもので、「労務の提供にあたって、労働者の生命・健康等を危険から保護するよう配慮すべき使用者の義務」と解されています。また、労働契約法には「使用者は労働契約に伴い、従業員がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と明文化して規定されています。具体的には、事業主は従業員に健康診断を受診させ、従業員は事業主への結果通知義務を課されます。

異常の所見があると診断された従業員については、3ヵ月以内に医師又は、歯科医師(産業医の選任義務がある事業場は産業医)の意見を聴取し、必要な措置を健康診断個人票に記載しなければなりません。これを行わずに、健康状態に問題ある従業員を就労させ、結果的になんらかの健康被害を増幅させた場合には、安全配慮義務違反として事業主が損害賠償の責めを負う場合があります。健康状態を鑑みて、必要に応じて、休職や配置転換等の措置をとることも重要になります。

なお、健康診断にかかる費用は、行政の通達(昭47.9.18基発602号)により事業主が負担すべきものとされています。

2. 一般健康診断の実施

一般健康診断は労働安全衛生法(安衛法)第66条から66条の9に定められています。定期健康診断は1年に1度、特定業務従事者(深夜・坑内等)の定期健康診断については、6カ月に1度実施しなければなりません。また、6月以上海外に派遣する場合にも健康診断を受診させなければなりません。さらに、海外勤務から帰国して国内の業務に従事する際も同様になります。

なお、結核発病の恐れがあると所見された労働者に対して行われていた、6カ月後の健康診断は平成21年4月1日に廃止され、 実施義務はなくなりました。

<一般健康診断の種類>

- ・雇入時健康診断 ・定期健康診断(1年に1度) ・特定業務従事者の健康診断(6カ月に1度)
- ・海外派遣労働者の健康診断・給食従業員の検便(雇入れ及び配置転換時)

<一般健康診断の受診項目>

- ①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、腹囲(平成20年4月1日改正)、視力、聴力の検査 ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定
- ⑥尿中の糖及び蛋白の有無の検査 ②貧血検査 ⑧肝機能検査(GOT, GPT, y-GTP)
- ⑨血中脂質検査 ⑩血糖検査 ⑪心電図検査

原則として検査項目の省略は認められませんが、医師による健康診断を受けてから3カ月以内の者が、その結果を証明する書類を提出した場合は省略可能です。

<医師が必要でないと認めるときに省略できる項目>

身長検査(20歳以上の者)

腹囲検査(平成20年4月1日改正)

- ・40歳未満(35歳を除く)
- ・妊娠中の女性その他の者であってその腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・BMIが20未満である者
- ・BMIが22未満であって自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

聴力検査(45歳未満(35歳・40歳を除く)で他の方法でも可)

喀痰検査(胸部エックス線検査により発病等の発見されない者)

貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・心電図検査・血糖検査(40歳未満の者(35歳を除く))

3. 特殊健康診断

特定の危険有害物質の取扱い、特殊な作業条件等で就労する労働者については、別途、雇入時・配置替え時・6ヵ月以内ごとに受診させなければなりません。

<特殊健康診断の種類>

- ・有機溶剤健康診断 ・鉛健康診断 ・4アルキル鉛健康診断 ・特定化学物質健康診断
- ・高気圧業務又は潜水業務健康診断 ・電離放射線健康診断

4. 塵肺法に定める健康診断

粉塵作業(塵肺法施行規則2条)従事者について、就業時・定期・定期・企期外・離職時に受診させなければなりません。また、定期の健康診断については2年に1度、所定の用紙で実施状況を所轄の監督署に提出する必要があります。

5. 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項

(1)健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

(2)健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために 必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。

(3)健康診断実施後の措置

上記(2)による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を 講じなければなりません。

(4)健康診断結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。

(5)健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

(6)健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)

第53巻第6号									T &		ぼ う		2016年(平成28年) 6月1日発行 (4)								
	※ 上段は学科 下段は実技 講						冓	習	3	7	定		表			公益社団法人 ボイラ・クレーン安全的 URL:http://www.bcsa.c					
講習名	事	务所	6 月		7 }]		8月		講習名	事利	务所		6月			7月			8月	
玉掛け技能講習	東	京	13	14	12	13					車	京		9		5		6			
			25		23		ļ			フ		7,	11	18	19	9	16	17			
	千	葉	8 12	9			17	01	18	オー	千	葉				20	20	21 31			
	埼地名		15	16	20	21		21		ゥ	\vdash			1		24	30 7	31			
		玉	19		23					IJ	埼	玉	4	11	12	9	16	17			
		/- III	16	17	21	22				<i> </i>	4th 2	/-					15				
	們系	[川条	19		24					フト運転技能	神奈川				16	17	18				
	茨	城	16				ļ			転	茨:	城					1				
			19							比				- :	04	3	10	24			
	栃甲	木	8	9	4	5	2			講習	H	木	3	11 2	21 2 23 24	11	14 16	15	24	23 25	26
			2	3	6 7	8	18	4	19	習			4 3	11 ; 22	2 23 24	12 13	14 10) 17 16	24	23	
		信	- 5		28 29			21				信			·······			·········	l		
小型移動式クレーン運転技能講習	東千	<u></u>	21	22		-				庄	#	京	16		17						
		京	26							床上	果	ホ		18							
		葉					ļ			操	干	葉	15		16				23		24
		-					- 00			作	Ŀ			19				07	47	28	10
	埼	玉					23	27	.24	上操作式ク	埼	玉	22	25	23	26	30	27	17	20	18
	神系		23	24				21		レ	<u> </u>			23		7	30	8		20	
		川系	26				-				神	奈川					10				
	赻	城								ン運転技能	址	城				7		8			
転	茨	奶								転		坝					10				
技	栃	木	23	24			25		26	技能	栃	木	14		15	20		21			
賭		-1-	26	47				28		賭	100			16		0.4	22				
習	甲	信	16	17			4	6	5	講習	甲	信				21	23	22			
<u></u> 4h1	<u> </u> の詰	主羽	18 も実施して	ついます	・ 章を知りる	ついて	1十 欠		配に	胆少,	<u> </u> わお	<u> </u>	ジキ 10				23				
ボイラ・					。 叶柳 (~]				4-5551					4	黄浜市中	マサギ	系/ _	0	TEL 0	15_66	2-2860
安全	協	/ 会	〒136−0071		3月0-41-2 R会館 2 階	U	FAX (3-368	5-2189	神奈川	事務所		〒231−0007		黄浜弁天	通第一	生命ビ	ッ ル3階	FAX 0		
東京	事系	多所	〒136−0071	江東区亀	1-28-6		TEL 0	3-368	5-5222	茨城區	事 矜	所	= 300−0	1875 -	土浦市中	荒川沖	J2-6		TEL 0		
***	3- 3,	771	1 130 00/1	タニビル					5-5746	27. 7%	3- 100	/ //1	1 300 0	,075	ツインビ	か3階			FAX 0		
			〒260−0028	千葉第-	P央区新町18 −生命ビル 2	階	FAX (7-5532 7-5576	栃木	事 務	所	〒322-0	0016 A	鹿沼市流	通セング	9 <i>−</i> 46	番地	TEL 0 FAX 0		
埼玉	事務	务所	〒330−0801	さいたま JA共済は	市大宮区土 奇玉ビル 6 階	手町1-2 1	TEL ()48-64)48-64	3-1543 3-1524	甲信	事 務	所	∓400-0)212 <u>L</u>	山梨県南 下今諏訪	iアルプ i610番 9	ス市		TEL 0 FAX 0		7-9511 7-9512
		学彩	·	二、受講料(税込)	実技=八月二日(一、日時·会場	一	<i>\</i>		○九月十八日(日	月二	○八月二十七日(八八	日時・会場	رن/					講習会だより	

₹技=八月二日(火)午後一時~午後五時 →科=八月二日(火)午前九時五十分~午後○時 日時·会場

リーS溶接評価試験



<申 込 先> 般社団法人 東京都溶接協会 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内 TEL 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

受験準備講習会)—S溶接評価試験

学科のみの受講可(三、六〇〇円税込) 半自動溶接 アーク溶接 炭酸ガス 会員 会員 一般 八、五〇〇円 六、五〇〇円 五、〇〇〇円 九、五〇〇円

29日 > PV Japan 2016

26日▽国連憲章調印記念日

溶接競技会表彰式

30日▽大はらい

(~7月1日 パシフィコ横浜)

※行事・祭は変更になる場

係諸団体にご確認下さい。 合があります。事前に関 21日▽夏至

24 日 ▼東京都溶接協会 定時総会・ 23日▽オリンピックデー 沖縄慰霊の日

20日▽京都鞍馬寺竹伐り会式

19日▽父の日

16日▽柏崎えんま市

13日▼ボイラ・クレーン安全協会11日▽入梅 15日 > 弘法大師誕生会 定時総会

10日▽時の記念日 熱田神宮祭 八月二十七日(土) 八月七日(日) 八月六日(土)

東京都溶接協会

多摩職業能力開発センター

東京都溶接協会

城東職業能力開発センター

東京都溶接協会 東京都溶接協会

5日▽世界環境デー 2日▽横浜開港記念日 4日▽歯の衛生週間 危険物安全週間(~11日) 伝教大師忌

(~3日 東京ビッグサイト) 第21回R&R建築再生展2016 電波の日・写真の日 万国郵便連合加盟記念日 相模川他鮎解禁 気象記念日

1日▼全国安全週間準備期間 (分) 日)

(水無月